公表資料

令和８年 11 月 19 日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和８年 11 月から以下のテーマについて調査を実施します。

○　社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査

社会的養護経験者（以下「ケアリーバー」という。）や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等は、家庭からの支援を得にくく、自立に当たって住居や就労・就学等の生活上の困難を抱えている場合があるところ、都道府県等による支援ニーズの把握、退所前後の相談・支援の引継ぎ、ケアリーバー等支援に当たっての関係機関との連携等、支援に係る一連の取組実態を調査し、自立に必要な支援の充実に向けた方策を検討

○　主要調査対象

・調査対象機関

こども家庭庁

・関連調査等対象機関

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、関係団体等

○　調査実施期間

令和８年 11 月～９年 10 月（予定）

（連絡先）
総務省行政評価局評価監視官（農林水産、防衛担当）
担　　当：久保寺
電　　話：03-5253-5439（直通）

※その他調査全般のお問合せ：https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html

社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査

関係省庁：こども家庭庁

社会的養護経験者（以下「**ケアリーバー**※」という。）や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等は、家庭からの支援を得にくく、自立に当たって住居や就労・就学等の生活上の困難を抱えている場合があることから、その**支援に係る行政上の課題を調査**する。

※18歳前後で児童養護施設を退所した者等。「保護（ケア）から離れた人（リーバー）」という意味で用いられている。

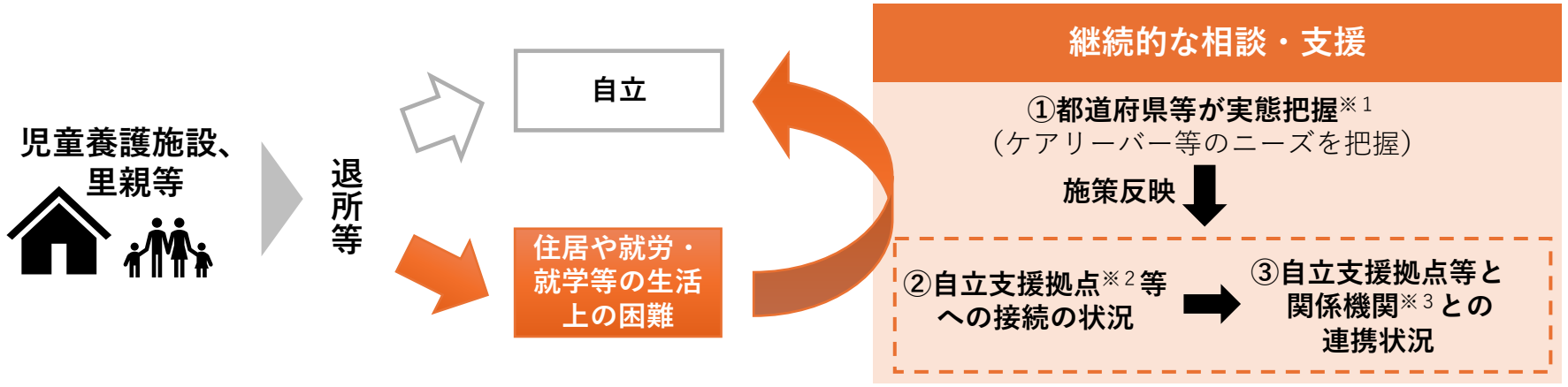

※１　社会的養護自立支援実態把握事業（こども家庭庁）
※２　社会的養護自立支援拠点事業（こども家庭庁）：退所後等の相談に応じ、必要な支援につなぐ場を提供する事業
※３　市町村、医療機関、ハローワーク、教育機関、居住支援法人、民間企業　等

調査事項

①　都道府県等は実態把握を行い、ケアリーバー等の支援ニーズを捉え、支援施策に反映しているか

②　児童養護施設等や自立支援拠点等は、ケアリーバー等との接点形成のために、どのような取組を行っているか

③　自立支援拠点等は、ケアリーバー等が抱える住居や就労・就学等の生活上の困難に対して、必要な支援制度につなげられているか